見込まれる計量（電力の取引又は証明（計量法第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。以下同じ。）において、電力の上限が五百キロワット未満となる措置を講じている場合又は計量に関する知見に基づいて十分に検討され、その内容が公表されている場合を含む。）

（事業の届出）

第百三十二条の十五　法第百三条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、当該特定計量の実施予定日の三十日前までに、様式第八十三の十二の特定計量届出書に、様式第八十三の十三及び第八十三の十四による説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

（変更の届出）

第百三十二条の十六　法第百三条の二第一項の規定による変更の届出をしようとする者は、当該変更に係る事項について、変更の予定年月日の十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。特定計量に使用する電気計器の型名を追加しようとする者は、変更の予定年月日の三十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更届出書に、様式第八十三の十三及び様式第八十三の十四による説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

（特定計量に係る基準）

第百三十二条の十七　法第百三条の二第二項の経済産業省令で定める基準は、次条から第百三十二条の二十一まで及び第百三十二条の二十三に定めるところによる。　［新設］

（特定計量に使用する電気計器に係る基準）

第百三十二条の十八　特定計量に使用する電気計器は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　その誤差が、適正な計量の実施を確保するために必要と認められる範囲を超えないこと。

二　製造事業者名又は当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）、製造年、型名、製造番号、定格値その他電気計器を特定するために必要な事項が、その見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、表記されていること。ただし、その見やすい箇所に表記することが困難なときは、その近傍に表記し、又は必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにする等の代替的な措置が講じられていること。

三　計量した電力量その他の物象の状態の量の値を確認するための機能を有するものであること。

四　計量する機能の不正な変更を防止するための措置（特定計量を行う者による計量する機能の不正な変更を防止するための対応を含む。）が講じられていること。

五　計量する機能がその使用環境上想定し得る電流、電圧、周波数、温度の変化その他内外からの作用及び使用場所の状況の影響を容易に受けない性能を有するものであって、安全性その他適正な計量の実施を確保するために必要な性能を有するものであること。

六　次に掲げる基準に適合する者により、第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を確認するための検査が電気計器の通常の使用状態に応じて適切に行われ、かつ、当該検査に関する記録が適切に作成され、及び保存されていること。

イ　第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を適切に確認することができる検査に関する知識を有する者であること

ロ　第一号及び第五号に掲げる基準への適合性を適切に確認することができる検査設備を所有し、又は利用できる者であること